



発行 新潟県  
**第 72 号**  
 令和 6 年 9 月 17 日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1031 新潟県議会 9 月定例会の招集（政策企画課）
- 1032 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1033 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1034 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1035 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1036 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1037 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1038 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1039 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1040 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 1041 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

人事委員会公告

令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：追加募集）の実施（人事委員会事務局総務課）

監査委員公表

監査結果報告公表（監査委員事務局）



◎新潟県告示第1031号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、新潟県議会 9 月定例会を令和6年9月24日午後1時新潟県議会議場に招集する。

令和6年9月17日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第1032号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和6年9月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟医療センター
- 2 所 在 地 新潟市西区小針3丁目27番11号
- 3 有効期間 令和6年10月1日から  
令和9年9月30日まで

◎新潟県告示第1033号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和6年9月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 見附市立病院
- 2 所 在 地 見附市学校町2丁目13番50号
- 3 有効期間 令和6年10月7日から  
令和9年10月6日まで

#### ◎新潟県告示第1034号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。  
令和6年9月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟手の外科研究所病院
- 2 所 在 地 北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地
- 3 有効期間 令和6年10月2日から  
令和9年10月1日まで

#### ◎新潟県告示第1035号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。  
令和6年9月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟県立新発田病院
- 2 所 在 地 新発田市本町1丁目2番8号
- 3 有効期間 令和6年11月1日から  
令和9年10月31日まで

#### ◎新潟県告示第1036号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。  
令和6年9月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 上越地域医療センター病院
- 2 所 在 地 上越市南高田町6番9号
- 3 有効期間 令和6年10月24日から  
令和9年10月23日まで

#### ◎新潟県告示第1037号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年9月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県西蒲原郡弥彦村大字上泉字大山付1920の2、1920の3（次の図に示す部分に限る。）、1922の5、1922の7
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
水道事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び弥彦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### ◎新潟県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、胎内市の一部を受益地域とする県営苔実地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和6年9月18日から令和6年10月17日まで
- 3 縦覧に供する場所  
胎内市役所農林水産課
- 4 その他
  - (1) 審査請求について  
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。  
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
  - (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
    - ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
    - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
    - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。  
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第1039号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営姿地区区画整理(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和6年9月18日から令和6年10月17日まで
- 3 縦覧に供する場所  
十日町市役所
- 4 その他
  - (1) 審査請求について  
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。  
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
  - (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
    - ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
    - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
    - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。  
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決

があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1040号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年9月17日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和6年8月27日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市東寺町二丁目877番3、 877番4	6.00	19.08
878番2、879番1の内、880番2の 内	5.60	43.00
880番2の内、881番の内	6.00	23.47
868番の内、869番2の内	6.00	9.62
868番の内、869番2の内	6.00～10.00	6.00

◎新潟県告示第1041号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年9月17日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和6年9月3日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市桜木10番の内、16番の内	6.00	44.99

病院局公告

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院 冷温水発生機ARH-

- 1-2 吸収液フロート弁交換作業について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年9月17日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
冷温水発生機ARH-1-2 吸収液フロート弁交換作業 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期限  
令和6年12月28日
  - (4) 履行場所  
新潟県立新発田病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 新潟県内に本社（本店）または営業所等が所在する者であること。
- (7) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2519

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和6年9月30日（月）午後2時00分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

## 5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和6年9月27日午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和6年9月27日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

## 6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす  
る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) 暴力団の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないとき  
は、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

人事委員会公告

令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：追加募集）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：追加募集）を行う。

令和6年9月17日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
総合土木	10人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
林業	3人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や担い手の育成指導、森林の保全、試験研究等の業務に従事します。
機械	1人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関又は病院局で、県有施設の機械設備工事の計画・設計・施工監理等の業務に従事します。
環境	2人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事します。
電気	4人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事します。
農芸化学 (食品・環境 衛生)	3人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、食品衛生及び環境衛生に係る監視・指導、立入調査、試験検査などの業務に従事します。
薬剤師 (行政)	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、薬事行政や生活衛生行政、試験研究等の業務に従事します。

○採用予定人員については、変更になることがある。

○受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

イ 平成15年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は  
令和7年3月31日までに卒業する見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）

(2) 次の試験職種については、資格要件がある。

試験職種	資格要件
農芸化学 (食品・環境 衛生)	食品衛生監視員の任用資格を有する人又は令和7年3月31日までに資格取得見込みの人

薬剤師(行政)	薬剤師の免許取得者又は令和7年に行われる薬剤師国家試験により免許取得見込みの人
---------	---

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

### 3 第1次試験

#### (1) 方法

職務に共通して求められる基礎的な能力について、SPI3(能力検査のみ)を行う。

また、第2次試験の参考とするため、適性検査を行うとともに、専門性確認シートを提出させる。

#### (2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
令和6年10月27日(日)	午前9時00分から午前9時15分まで	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)

#### (3) 発表

令和6年11月7日(木)午後1時(予定)に新潟県職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>)に合格者の受験番号を掲載する。

併せて、第2次試験(面接試験)の日時も掲載する。

### 4 第2次試験

#### (1) 方法

面接試験(集団討論面接及び個別面接)を行う。

#### (2) 試験日及び試験場

試験日	試験場
11月26日(火)から12月5日(木)(予定)のうち第1次試験合格者発表時に指定する日	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)

#### (3) 発表

令和6年12月12日(木)午後1時(予定)に新潟県職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>)に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を通知する。

#### (4) その他

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

### 5 試験の配点及び合格者の決定について

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	SPI3 (能力検査のみ)	100点	受験者全体の成績状況により決定
第2次試験	面接試験	130点	50点以上

### 6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、各任命権者から各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。

(2) 採用は、原則として令和7年4月1日である。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。ただし、総合土木、林業、電気は3年間である。

### 7 給与

令和6年度新規学校卒業者の初任給は、205,436円(地域手当を含む。)となる。

なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) からダウンロードすることができる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度試験（追加募集）請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) から電子申請で申し込むこと。（なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

電子申請で申し込むことができない場合は、9月27日（金）午後5時15分までに人事委員会事務局総務課任用係（025-280-5538）まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・令和6年9月17日（火）から10月10日（木）まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、10月10日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

監査委員公表

監査結果報告公表

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年9月17日

新潟県監査委員 八木 浩 幸  
 新潟県監査委員 松原 良 道  
 新潟県監査委員 杉井 旬  
 新潟県監査委員 権 澤 尚

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部において是正又は改善を要する事項等が認められた。

【監査結果の区分（是正又は改善を要する事項等）】

区 分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関して是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計  
(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
流域下水道事務所	令和6年6月7日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和6年7月25日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項
児童・障害者相談センター	令和6年7月25日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(指摘事項) 子ども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分254件3,301,608円が未納となっていた。 件数、金額ともに増加しているため、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。  (注意事項) 歳入の収納に関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和6年7月25日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項 県有財産の管理に関する事項
巻農業振興部	令和6年6月24日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。
新潟港湾事務所	令和6年7月22日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和6年7月25日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(指摘事項) 個人情報が含まれた事業申請書類を不注意により紛失したものがあつた。 適正な文書管理を徹底するとともに、個人情報の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。  (注意事項) 交通事故に関する事項

## (長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和6年7月4日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 歳入の収納に関する事項
児童・障害者相談センター	令和6年7月4日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(指摘事項) 1 公務中における職員の交通事故が3件あり、公用車1台を廃車したほか、公用車の修理費として90,706円支出したものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。  2 子ども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分664件8,593,760円が未納となつていた。 件数、金額ともに増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。
地域整備部与板維持管理事務所	令和6年7月19日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項  (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

## (柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和6年7月30日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。

## (上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
妙高砂防事務所	令和6年6月21日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
直江津港湾事務所	令和6年6月28日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

## (佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林水産振興部	令和6年7月8日から 令和6年7月9日まで	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。

企業会計  
(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
本庁 基幹病院事業会計	令和6年7月17日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 流域下水道事業会計	令和6年7月18日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。
2 事業所 流域下水道事務所	令和6年6月7日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	同上

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 新潟東港臨海用地造成 事業会計	令和6年7月16日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
2 事業所 新潟地域振興局 新潟 港湾事務所東港分所	令和6年6月10日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。

(企業局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 共通管理勘定	令和6年7月18日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
電気事業会計	令和6年7月18日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	適正と認めた。
工業用水道事業会計	令和6年7月18日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	同上
工業用地造成事業会計	令和6年7月18日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	同上
2 事業所 発電管理センター	令和6年6月7日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	同上
新潟工業用水道事務所	令和6年6月10日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	同上
上越利水事務所	令和6年5月30日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	同上

(病院局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 病院事業会計	令和6年7月17日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、 1,554件30,666,753円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。  (注意事項) 交通事故に関する事項
2 施設 妙高病院	令和6年5月30日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
中央病院	令和6年6月6日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(指摘事項) 1 過年度未収金について、決算日現在、 2,977件56,755,020円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。  2 検査結果が記載された書類を誤交付した 事案など、計6件の個人情報の漏えい・紛 失があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の 徹底に努められたい。  (注意事項) 業務管理に関する事項
松代病院	令和6年6月13日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
柿崎病院	令和6年6月12日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項
十日町病院	令和6年6月14日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(指摘事項) 1 過年度未収金について、決算日現在、 918件21,755,351円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具 体的な回収方法の見直しを行い、未納額 の早期収納に努めるとともに、発生予防 対策についても一層強化されたい。  2 病名・診療情報等が記載された書類を 誤送付した事案など、計5件の個人情報 の漏えい・紛失があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止 の徹底に努められたい。  (注意事項) 県有財産の管理に関する事項
精神医療センター	令和6年6月3日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(指摘事項) 1 過年度未収金について、決算日現在、 236件8,598,134円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。  2 治療内容等が記載された書類を誤送付 した事案があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止 の徹底に努められたい。  (注意事項) 物品の管理に関する事項
加茂病院	令和6年7月17日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

津川病院	令和6年5月29日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、 254件3,332,436円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的 な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収 納に努めるとともに、発生予防対策について も一層強化されたい。
吉田病院	令和6年7月17日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
がんセンター新潟病院	令和6年6月14日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、 1,444件44,001,819円が未納となっていた。 金額が増加しているため、具体的な回収手 法の見直しを行い、未納額の早期収納に努め るとともに、発生予防対策についても一層強 化されたい。
新発田病院	令和6年6月5日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
リウマチセンター	令和6年6月5日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(指摘事項) 1 過年度未収金について、決算日現在、 2,896件65,019,955円が未納となっていた。 金額が増加しているため、具体的な回収 手法の見直しを行い、未納額の早期収納に 努めるとともに、発生予防対策についても 一層強化されたい。 2 処方内容等が記載された書類を誤交付 した事案があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止 の徹底に努められたい。
坂町病院	令和6年6月7日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
坂町病院	令和6年6月7日	令和5年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	(指摘事項) 診断書を誤交付した事案など、計3件の個 人情報の漏えいがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹 底に努められたい。  (注意事項) 歳入の収納に関する事項